

意志と行動

——『業施設論』における無間業論——

荒井行央

業施設論とは、チベット大藏經・論疏部所収施設論の第三部門を言い、この論書の最後の論題として無間業が扱われている。

〔業施設論第十一節・第九項の訳〕

①兄が「行きて母を殺せ、自身で殺し、他のものにやらせるな」と言つて、弟を遣わした場合、それは「兄と弟」兩者ともに無間業を得るのであるうか、若しくは一者が得るのであるうか。答う、若しも「弟が兄に命ぜられたままに」自身で殺したならば、兩者ともに無間業を得る。しかしながら、「兄の命に反して」他のものに殺しを命じて自身では殺さなかつたとき、後者（弟）は無間業を得るけれども前者（兄）は得さない。また、自身と他のものとの二人で殺したときも、後者（弟）は無間業を得るが前者（兄）は得さない。②兄が「行きて母を殺せ、〔ただし〕他のものに殺しを命じて、自身では殺すな」と言つて、弟を遣わした場合、それは兩者ともに無間業を得るのであるうか、若しくは一者が得するのであるうか。答う、若しも「指示どおり」他のものに殺しを命じて自身では殺さなかつたならば、兩者ともに無間業を得る。しかしながら、自身で殺し、他のものには殺しを命じなかつたときには、後者（弟）は無間業を得るけれども前者（兄）は得さない。若し

も、自身と他のものとの二人で殺したならば、後者（弟）は無間業を得るが、前者（兄）は得さない。③兄が「行きて母を殺せ、自身と他のものとの二人で殺せ」と言つて、弟を遣わした場合、それは兩者ともに無間業を得るのであるうか、若しくは「一者は」得さないのうか。答う、若しも「指示に従い」自身と他のものとの二人で殺したならば、兩者ともに無間業を得る。しかしながら、自身で殺し、他のものは殺さなかつたとき、後者（弟）は無間業を得るけれども、前者（兄）は得さない。また、他のものが殺し、自身では殺さなかつたときでも、後者（弟）は無間業を得るが、前者（兄）は得さない。④この様に、刀剣、火、毒、棒で捧打すること等々、種々の手段で殺すことも同様に説かれる。⑤兄が弟に「命ずる」ごとく、兄が妹に命ずることも、姉が弟に命ずることも、姉が妹に命ずることも同様である。⑥母「殺し」のごとく、父「殺し」もまた同様である。

⑦母を懷想しつつ「母を殺そう」と考え、親でない女人を殺した〔場合〕、無間業を得るのか、若しくは得さないのか。答う、得さない。⑧親でない女人を懷想しつつ「親でない女人を殺そう」と考え、母を殺した場合、無間業を得るのか、若しくは得さないのか。答う、得さない。⑨親でない女人を懷想しつつ、親でない女人を殺した場合、無間業を得るのか、若しくは得さないのか。答う、若しも無学尼を殺したのならば、「無間業を」得する。そうでなければ、得さない。⑩母を懷想しつつ母を殺した場合、無間業を得るのか、若しくは得さないのか。答う、無間業を得する。⑪母「殺し」のごとく、父「殺し」もまた同様である。

右の説と同じ問題は、大毘婆沙論卷一一九においても論究されてい

る。そこで、婆沙論の所説も参考にして、説一切有部における意志と行動に関する見解の一斑を考察してみたい。

業を成立せしめる要素については、既に古くウパニシャッドの中に(a)欲求(動機)(b)意志(c)行動(d)報果の四つであることが示されている(Bṛhadāraṇyaka-Up. IV. 4. 5)。ここでは、これら四要素の考えを借りつつ、因縁観によつて分析を試みる。一因一果の一般的因果論ではなく、果は縁(多因)によつて生ず、あるいは、因があつても縁を欠けば果は生じないという、縁を重く見る立場である。

①—⑥は囑託尊属殺人を扱ったものである。この場合、兄の立場(教唆)と弟の立場(正犯)とは、当然区別して考察されねばならない。(弟の立場)兄からの命令・指示は弟の動機の上に縁として作用してはいるが、實際行動に移すか否かの決断、すなわち、殺母の直接の因は弟自身の意志にある。それゆえ、兄の指示に従うかどうかに関わらず、行動に移した事実によつて無間業という報果を得ることになる。とりわけ、兄の意圖を無視して、あるいはそれを逸脱して為された行動は、弟自身の意志判断にもとづくものであるから、独立した行動と見なされる。「兄の立場」「母を殺したい」との欲求にもとづく意志(因)は、弟への命令という語業の形で行動化されている。ただしこの場合、弟の意志ならびに實際行動のともなうことが目的達成の重要な条件(縁)となつており、報果たる無間罪の得・不得ということは、その要件に左右されることになる。それゆえ、弟の行動の中に兄の意志が忠実に反映されている限りにおいて兄もまた無間罪を得ることになる。(教唆犯の場合、日本の現行刑法でも、正犯と同罪とされず、「正犯に準ず」と規定されていることは注目に値する。)弟への命令・指示という兄の行動は語業

であるが、それにとり無表業の得・不得ということと、無間罪の得・不得ということは、本質的に別異の問題である。

⑦—⑩は意志と實際行動の結果との一致・不一致の場合に関する見解である。業施設論には明記されていないが、婆沙論においては、加行(意志)と果究竟(行動の結果)との二因縁が無間罪を成立せしめる条件である、と説明されている。殺人の意志は因として、現実に殺した対象は縁として作用する。

業施設論では、業の分析に当たり、思業・思已業の定義から始める(第一節)。思業とは意志作用のことであり、意業がこれに当たる。思已業とは意志と共に生起してあるものを言い、身・語二業がこれに配当される。このことは、身・語による人間の具体的言動が常に思(意志)によつて作用せしめられてあることを意味している。意志の伴わない動作は単なる運動にすぎず、それを業論において扱うことはない。身・語によつて外に表示せしめられた行動はすべて意業を離れて成立しないと説くことにおいて、その業論は积尊以来の意志の重視、動機論の立場を受け継ぐものである。ただし、説一切有部には、破和合偈以外の四無間業の自性は身業であるとする背景思想があつたようである(婆沙論。殺母・殺父の場合、身業を自性とする以上、身体的行動となつて表われ出た意志のみが問題とされ、意志が意業のみとして独立してある状態については論の外におく。そこには、意志を有すれば必ず行動として表われるとの行動主義があり、罪の成立するしないは種々の条件(因・縁)が関わっているとする現実主義の立場がある。それが経量部などの精神主義とは異なる説一切有部の思想である。(註省略)

(東洋大学大学院修了)